

J-クレジット制度
排出削減プロジェクト・
森林管理プロジェクト
妥当性確認報告書

プロジェクトの名称：山梨県南アルプス市 小水力発電導入による
温室効果ガス削減事業
～南アルプス市の清らかな水からの
J-クレジット創出プロジェクト～

妥当性確認 機関名	株式会社トーマツ審査評価機構
--------------	----------------

発行日 2015年11月16日

1 妥当性確認機関の情報

※ 本項目は、J-クレジット制度認証委員会資料として使用されます。

※ 「判断の根拠」に関する項目については、根拠としたプロジェクト計画書等の章番号、該当頁等を記載するとともにその妥当性について記載すること。（以下、本文書を通じて同様）

機関名称	株式会社トーマツ審査評価機構
プロジェクトの関係者との利害 抵触	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし
判断の根拠	株式会社トーマツ審査評価機構（以下「当社」という。）は、当社の 検証マニュアル・規程に則り、利害抵触可能性の分析を行った。そ の結果、本プロジェクトに係る審査チームの責任者、リーダー、メ ンバー、レビュアーについて、プロジェクト関係者に関する一定以 上の金融資産の保有、取締役／役員等の兼務、近親者（経営陣）及 び当会社との経済取引、親密なビジネス関係、GHGに係るコンサル ティングサービスの提供は近年無い。

2 プロジェクト実施者の情報

※ 本項目は、J-クレジット制度認証委員会資料として使用されます。

プロジェクト代表実施者 ※プログラム型プロジェクトの場合、「プログラム型運営・管理者」を記載すること。	南アルプス市
プロジェクト実施者（代表者以外） ※プログラム型プロジェクトの場合、「削減活動の実施者」を記載すること。	—
低炭素社会実行計画への参加実態 ※すべてのプロジェクト実施者についてプロジェクト計画書の記載内容と実態が整合しているかを確認すること	<input type="checkbox"/> 整合している <input type="checkbox"/> 整合していない <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし
温対法特定排出者 ※すべてのプロジェクト実施者についてプロジェクト計画書の記載内容と実態が整合しているかを確認すること	<input checked="" type="checkbox"/> 整合している <input type="checkbox"/> 整合していない <input type="checkbox"/> 該当なし
省エネ法報告対象者 ※すべてのプロジェクト実施者についてプロジェクト計画書の記載内容と実態が整合しているかを確認すること	<input type="checkbox"/> 整合している <input type="checkbox"/> 整合していない <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし

3 妥当性確認結果（総括）

※ 本項目は、J-クレジット制度認証委員会資料として使用されます。

妥当性確認実施期間	□プロジェクトの実施前 ■プロジェクトの実施後	
プロジェクト名	山梨県南アルプス市 小水力発電導入による温室効果ガス削減事業～南アルプス市の清らかな水からのJ-クレジット創出プロジェクト～	
認証予定期間 ※実施要綱に定められた認証対象期間内に設定されていることを確認して記載すること。	2013年4月1日 ～ 2021年3月31日	
適用方法論	方法論番号	EN-R-006 Ver.1.0
	方法論名称	水力発電設備の導入
想定排出削減量・想定吸収量	認証予定期間の合計値	688 t-CO ₂
プロジェクト実施者と合意した妥当性確認の前提	妥当性確認の基準 ※適用した制度文書類のバージョンを記載すること	国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度 実施要綱 Ver. 2.2 実施規程（プロジェクト実施者向け） Ver. 2.1 実施規程（審査機関向け） Ver. 1.1 モニタリング・算定規程（排出削減プロジェクト用） Ver. 2.2 モニタリング・算定規程（排出削減プロジェクト用別冊） Ver. 1.0
	目的 ※プロジェクトの実施によって、プロジェクト計画書に記載された削減量・吸収量が実際に生じる見込みに対する評価を行うことも目的に含めて記載すること	J-クレジット制度に基づき、プロジェクト代表実施者である南アルプス市が作成したプロジェクト計画書（妥当性確認申請日：2015年11月1日）及びプロジェクト計画書別紙の記載内容について妥当性確認を行った。上記の妥当性確認の基準及び適用方法論に従ってプロジェクト計画書を作成する責任はプロジェクト代表実施者にあり、当社の責任は、独立の立場からプロジェクト計画書に対する結論を表明することにある。 妥当性確認は、以下の評価も含んでいる。 ・実施要綱等に係るプロジェクト代表実施者、参加者の利用状況における適切性の評価 ・用いられた算定方法の適切性及びプロジェクト代表実施者、参加者の行う見積りの合理性についての評価 ・プロジェクト計画書に記載された温室効果ガス排出削減量情報の表示の評価
	範囲 ※妥当性確認の範囲がプロジェクト計画書の範囲であることを記載すること	妥当性確認の範囲は、プロジェクト計画書に記載されている内容に加えて、プロジェクト計画書に関連する現場設備（排出源、計量器等）である。
	保証水準	合理的保証

	※妥当性確認の結論を意見として表明する際に採用した水準を記載すること	
妥当性確認手続 ※現地審査の実施有無について記載すること ※また、実際に実施した手続、スケジュールについて、サンプリング手法も含めて記載すること		<p>■現地審査を実施した（2015年10月30日に訪問） <input type="checkbox"/>サンプリングで現地審査を実施した（ 年 月 日に訪問） <input type="checkbox"/>現地審査を実施していない</p> <p>当社は、上記の妥当性確認の基準及び国際監査・保証基準審議会の国際保証業務基準（ISAE）3000「過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」に準拠して妥当性確認を実施した。実施規程（審査機関向け）は、プロジェクト計画書に記載された内容が実施要領等に準拠して作成されているかどうかについて確認することを求めており、当社は、当該確認のための合理的な基礎を得るために、実施規程（審査機関向け）が定める手続及び当社が必要と認めた手続を実施した。妥当性確認は、プロジェクト計画書の作成に係る保証業務リスクの評価、方法論の適用方法及びその基礎となる情報の評価、プロジェクト計画書の記載の検討を含んでいる。当社は、妥当性確認の結果として結論を表明するための合理的な基礎を得たと判断している。</p>
修正・指摘事項及び解決方法 ※4における結果を総括し、排出削減量又は吸収量に影響を与える可能性のある、主な指摘事項について記載すること		<p>本妥当性確認の過程での修正・指摘した事項は下記の通りであり、本報告書発行日までに全て解決され必要な修正が行われた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト実施後の付随的排出活動として電力制御装置の使用が特定されている（蓄電池の使用は無い）。当該排出量の算定及び影響度の評価において、電力制御装置における電力使用量の想定値の根拠として2014年度の実績値が使用されているが、当該年度の実績記録を閲覧した結果、異なる数値により算定されていたことから修正を依頼した。
妥当性確認結果	確認結果	<p>■無限定適正 <input type="checkbox"/>不適正 <input type="checkbox"/>意見不表明</p>
	意見・結論 ※4における結果を総括し、確認結果における意見の理由を記載すること	<p>当社が実施した手続及び入手した証拠に基づいて、プロジェクト計画書に記載された温室効果ガス排出削減量情報は、誤りの合計値が重要性の基準値未満であり、本制度の規程類に従って作成されていた。</p>